

令和8年度「365日楽しめる出雲」情報発信、「出雲ファン」発掘
及び「関係人口」獲得事業実施業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度「365日楽しめる出雲」情報発信、「出雲ファン」発掘及び「関係人口」獲得事業実施業務

2 業務の目的

出雲のことを「365日いつ来ても楽しめ、来訪者にも特別な1日を提供できる場所だ」と感じることでできる情報を発信し、「出雲ファン」・「関係人口」を増加させる。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) Instagram「Izumo365」アカウントの運用に関すること

ア 概要

受注者はInstagram「Izumo365」アカウント (<https://www.instagram.com/izumo365/>；以下、「インスタアカウント」という)の運用補助(記事投稿・投稿記事作成・記事作成のための取材等)を行う。

※インスタアカウントの従前の投稿方針は次のとおりである。

①本市は、いわゆる「通過型観光」に陥っているため、周遊観光を促進しなければならない、②繁閑差が激しく来訪者の平準化を図る必要があるといった本市の課題にこたえるため、④本市の誇る魅力的な観光資源であるのに十分スポットライトの当たっていなかったヒト・モノ・コトにフィーチャーする、⑤(特に閑散期を意識しつつ)365日・24時間いつきても楽しめる観光地であることをアピールする、⑥関係機関(特に、(一社)出雲観光協会。以下、同様。)の運用するSNSとの差別化を図る。

※具体的な投稿内容は、上記URLを参照されたい。

イ 投稿の回数・頻度等について

⑦業務期間中にインスタアカウントを利用し、受注者が関与して行う投稿(ストーリーズ投稿を除く)の回数が、50回を下回ってはならない。

⑧当該投稿回数には、地域事業者・地域住民・関係機関等の協力者と共にする共同投稿の回数を含めることができる。ただし、特段の事情のない限り、受注者が単独で行う投稿が25回を下回ってはならない。

⑨受注者は、契約締結後、令和9年(2027)3月第2週(3月14日(日)までの週)まで毎週1回以上の投稿をしなければならない。やむを得ない事情により、投稿を

行うことができない場合、受注者は発注者から事前にその承諾を得なければならない。但し、発注者の承諾を得た場合も㉞に定める投稿の最低回数は減少しない。

ウ 投稿の内容等について

㉞投稿の内容は、次のテーマに則したものとする。

㉞狭義の観光にかかる発信

出雲市内の観光スポットや店舗について、関係機関の情報発信方針との整合性をとりつつ、差別化された内容の投稿を行わなければならない。契約締結後は、定期的に関係機関との協議を行うこととする。

㉞インナープロモーション（出雲市民の啓発）を意識した文化的な配信

出雲の歴史文化の特別性や価値を出雲市民に対して伝えるため、歴史的・文化的な内容を含んだ投稿を行わなければならない。この投稿内容の選定にあたっては、必要に応じて関係機関との協議を行うこととする。

㉞関係人口創出・移住定住につながる配信

例えば、出雲での就職に対するイメージを喚起するためにモノづくりに着目したもの、その時々出雲の季節感の伝わるもの、市民の生活や普通の街並みがわかるものなど、関係人口創出・移住定住の増加に寄与しうる内容を含んだ投稿を行わなければならない。

㉞㉞に示したテーマごとの投稿の割合は、概ね㉞：㉞：㉞=1：1：1とする。

㉞㉞で示した投稿の割合に反することが明らかな場合、発注者はイ㉞で定める投稿の最低回数にもかかわらず、投稿の割合が㉞の定めに適合するまで追加の投稿を行うことを受注者に求めることができる。

㉞受注者の投稿後、発注者が社会通念又は本業務の目的に照らして投稿の内容・対象を不適当と判断した場合、イ㉞に定める投稿の回数には含めない。この場合、発注者は受注者に対して投稿の削除を求めることができる。

㉞投稿の内容等について、受注者と発注者は適宜協議を行うものとし、受注者は発注者の同意を得ながら業務を遂行するものとする。

エ 投稿の形式

㉞投稿の形式（リール動画であるか静止画像であるか等）は指定しない。

ただし、リール動画の再生時間・投稿する静止画像の枚数等は、投稿の内容・対象の魅力を中心に伝え、情報発信の効果を最大化するよう最善を尽くしたものとしなければならない。

※もっとも、一般的に静止画像と比較してリール動画の訴求力が大きいことを踏まえ、リール動画の投稿回数が皆無とはならないよう留意されたい。

オ その他

㉞受注者は、フォロワーを増加させるため、発注者と協議の上、必要に応じて Instagram

広告等の広告を利用することとする。

- ①受注者は、Instagram アカウントのフォロワーの属性情報・⑦の広告の結果等を分析し、その内容を定期的に発注者へ報告する。
- ⑧①の報告内容に基づき効率的な投稿方針を立案し、投稿に活用することとする（すなわち、いわゆる「P D C A サイクル」を適宜回転させることとする）。
- ⑨投稿にあたり、被写体・被写体の管理権者等権利者からの許諾を得る必要がある場合、その手続きは受注者が行わなければならない。このとき、画像等の成果物を、本業務のみならず出雲市が観光振興目的で行う事業に幅広く活用できるように包括的な許諾を得ることが望ましい。

(2) その他

(1) に定めるもののほか、業務の目的を効果的に達成するために、必要だと認められる情報発信に係る取組については、発注者及び受注者の協議のうえ、本件業務の内容に含めることができるものとする。

※発注者の管理する情報発信媒体の例

- ①出雲市観光・移住公式 LINE アカウント「出雲ファンクラブ」(ID : @292xmyjg)
 - ・出雲ファンクラブは、LINE の機能を拡張し、効率的な情報発信等を行うため、株式会社アローリンクの提供するツール「Liny」(<https://line-sm.com/>) を導入している。
 - ・出雲ファンクラブは、LINE ヤフー株式会社の提供するスタンダードプランを利用しており、月間 30,000 通までメッセージを配信することができる。
- ②株式会社 PR TIMES の提供するプレスリリースサイト「PR TIMES」内のアカウント
 - ・発注者は、PR TIMES を利用し、市内の旬な情報を年に数回程度配信している。

6 報告書等の提出

(1) 業務報告書

履行期限までに業務実施報告書を提出すること。

- ・仕様：紙媒体（A4判）
- ・提出部数：2部

(2) 成果物

- ・仕様：電子媒体（USBメモリ、DVD-R等）
- ・提出部数：1部

7 その他

- (1) 受注者は、本業務実施に当たって、出雲市と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、出雲市は受注者に対して業務の進捗状況等について報告を求めることができる。
- (3) 本業務の実施に当たって、観光関連施設管理者等への取材、広告掲載許諾が必要な

ときは、全て受注者の責任において行うこと。

- (4) 成果物に係る第三者の著作権、肖像権その他全ての権利（以下、「第三者の権利」という。）についての交渉、処理は受注者が行うこととし、第三者の権利を侵害することがないように業務を実施すること（受注者が従前から所有していた素材等を使用する場合も同様）。
- (5) 成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題（第三者からの異議申し立て、紛争提起等）については、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (6) 受注者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。